

第 46 回 伊勢市都市計画審議会議事録 要旨

平成 29 年 6 月 1 日

第 46 回伊勢市都市計画審議会

日 時 平成 29 年 6 月 1 日 (木) 午後 2 時 30 分から

場 所 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 (伊勢市観光文化会館)
4 階 大会議室 2・3

委員出席者 宮川 泰夫 伊藤 良栄 富本 真理子
吉川 松喜 前田 政吉 北村 勝
福井 輝夫 上田 修一 小山 敏
宿 典泰 赤坂 知之 河村 幸久
田岡 光生 中出 睦

出席者幹事等 市長 鈴木 健一
副市長 藤本 亨
産業観光部長 鈴木 正人
都市整備部長 堀 毅
都市整備部次長兼監理課長 森田 一成
都市整備部参事兼建築住宅課長 久田 浩之
都市計画課長 荒木 一彦
交通政策課長 小林 和生
基盤整備課長 倉野 隆宏
維持課長 宮本 晃
用地課長 安藤 浩司
上下水道部長 中村 高弘
環境課長 古布 武
温暖化防止推進係長 中内 悠介
学校統合推進室長 倉世古 和人

事務局 都市計画課長補佐 徳田
計画係 坪内・曾原・西井

第 46 回伊勢市都市計画審議会

日時：平成 29 年 6 月 1 日（木）午後 2 時 30 から
場所：シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
（伊勢市観光文化会館）4 階 大会議室 2・3

○司会進行 事務局（荒木課長）

○傍聴人 なし

○議事録署名 宿委員・中出委員（議長指名）

【内容】

審議案件

○議案第 1 号 伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）について

（詳細は別紙のとおり）

事前説明案件

○伊勢市景観計画の変更について

（詳細は別紙のとおり）

報告案件

○伊勢市景観計画に基づく届出等の状況について

○伊勢市の土地利用に関する運用について

（詳細は別紙のとおり）

<閉会>

【発言内容】

審議案件

議案第 1 号 伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）について

説明

事務局

議案書 議案第 1 号 伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）について

変更の内容は、豊浜中学校、北浜中学校の統合にあたり、仮称となっていた豊浜・北浜中学校の名称が平成 29 年 3 月 31 日に桜浜中学校と決定したため、都市計画学校の名称を変更するもので、位置及び面積については変更なし。

軽微な変更であり本日同意の答申をいただければ、6 月中に変更告示を行いたいと考えている。

意見・質問

（質）委員

9、10 番の倉田山・五十鈴中学校と小俣・城田中学校と前の中学校の名称が残っているが、この 2 つについても将来的には名前を変える考えなのか。

（回）事務局

倉田山・五十鈴中学校と小俣・城田中学校の統合に関し、小中学校適正規模化・適正配置基本計画の第 2 期以降に該当している。統合が進んできた段階でどういう校名になるか分からないが、統合準備会の方で議論していただき検討していく流れになると思う。

〈議案第 1 号 伊勢都市計画学校の変更（伊勢市決定）について、原案に同意する旨、答申。〉

事前説明案件

伊勢市景観計画の変更について

説明

事務局

事前説明案件資料 伊勢市景観計画の変更について

事前説明案件関連資料 伊勢市景観計画の変更箇所一覧

「伊勢市景観計画の変更について」今回の変更点は、3 つある。1 つ目は河崎地区の重点地区への指定、2 つ目は太陽光発電施設の届出対象工作物への追加、3 つ目は景観重要道路である外宮参道の市道移管に伴う路線名の変更。

平成 28 年度は重点地区（案）内の住民の方々へ聞き取りを行い、平成 29 年 3 月に河崎地区全体を対象とした住民説明会を開催した。

旧環濠地区を基本とするエリアを『河崎まちなみ景観エリア』とし、景観の形成を考える範囲として位置付け、その中で、町屋や蔵などの歴史的な建築物が比較的集積する箇所を重点地区とし、独自の景観形成基準を定める。

景観形成基準（案）は建築物を工作物にわけ、建物の形態、屋根・軒庇、外壁、高さ等について制限を定めている。

変更点の2つ目、太陽光発電施設を届出対象工作物に位置づけ、届出対象の規模は、一般地区では、太陽光発電施設単体については、高さ10mを越えるもの、または太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの。建築物と一体となって設置されるものについては、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが10mを超えるもの、または太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの。沿道景観形成地区および重点地区においては、規模に関わらず、原則すべて届出の対象となる。

変更点の3つ目、景観重要道路である外宮参道の市道移管に伴う「県道伊勢市停車場線」から「市道外宮参道線」への路線名の変更。

次回の第47回審議会で、変更案の報告し、7月頃から1ヶ月間パブリックコメントを実施し、8月下旬の第48回審議会において、パブリックコメントの結果報告し、同日答申がいただけたら、10月頃に変更告示を行い、概ね2ヶ月程度周知期間を設け、12月頃から運用を開始したいと考えている。

意見・質問

（質）委員

河崎地区について、重点地区になることに対し住民説明会等で、大きな問題にはならなかったのか。

（回）事務局

住民説明会では大きな反対といったことはなかった。重点地区は、1件ごと全員の聞き取りを行い、ほぼ100%に近い形で同意を得られた中で囲まさせていただいている。

（質）委員

沿道景観形成地区にはあまり古い建物がないと思うが、その辺の反対意見は無かったか。

（回）事務局

重点地区内についてヒアリングをしており、沿道景観形成地区については現況のままとなっている。

(質) 委員

河崎まちなみ景観エリアは、何かの基準はないのか。

(回) 事務局

本来であれば、このエリア全域を重点地区に指定したいというのが理想。しかし、住民の同意とかもあり、このエリアを重点地区とか、河崎の基準を定めるエリアとして囲ませていただいている。

今後重点地区について賛同いただける場合はこのエリアの中において検討し進めていきたい。逆に今のところこのエリア外において河崎地区の重点地区を検討することはないというエリアの位置づけとご理解いただきたい。

(質) 委員

了解した。今年の12月には発効できるという予定で、本当によくここまでまとめあげたと関心する。今回重点地区がこまちなみとして3つの飛び地になっているが、最終的には沿道をつなげたまちなみを考えていただければと思う。その辺スケジュール的にどう考えているか。

(回) 事務局

まずは3つのブロックについて重点地区に指定して、その後建物とか町の形とかが変わってくると思う。今回指定してすぐというわけには行かないと思うが、地元の賛同状況も見て、周りの状況を把握しながら市としては青色の破線で囲んだ環濠地区を全部指定することを目標に考えていきたいと思う。

(質) 委員

どういう重点地区を最終的な目標においているのか。面的に単につなげるとかという話ではなく、まずこの重点地区の3つを位置づけ、その先どのような形を考えていくのか。

(回) 事務局

まず重点地区の景観形成基準に基づいて景観に配慮した建物にしていただく。その中で協議もさせてもらい、資料の5ページ目に描いているイメージの形に少しでも近づけていただけるように相談を受ける中で目指してもらいたいと思う。その中で補助もさせてもらい、景観形成を図りやすい環境にも取り組んでいきたい。

この景観形成基準につきましてはあくまで最低限目指していただく基準となっており、補助については、このイメージ図に基づいた補助基準を別に定め、その基準に合った建物等に補助金を交付していきたいと考えている。

(意) 委員

最終的にはまちづくりの話なので、補助金とかには限界がある。これから進めていくにはハード面ではなく住んでいる人の意識改革にむけて力点を置かないとまちづくりは進まないと言われたい。いい話なので進めていただきたい。

(質) 委員

工作物に太陽光発電施設を入れてもらったこと評価したい。伊勢市の中で太陽光発電施設が、観光、住環境等の視点から見ても将来的に影響を及ぼすと思う。都市計画の範疇ではなく、別の部署でも規制等を考えたかどうかという提案で、生活環境として思いがあれば意見を聞かせてほしい。

(回) 事務局

環境の立場から、太陽光発電の再生可能エネルギーについては時代の要請からも必要だと考えており、自然環境や景観や住環境と調和した中で進められる必要があると認識している。本年4月の法改正で発電施設の認定制度が見直され、三重県においても、太陽光のガイドラインの制定が進められている。平成24年7月の法施行後に発生した諸問題に対して一定の対応が進められている状況だ。現在伊勢市においては大きな問題等は発生していないが、他市においては、若干いろんな問題も出ていることがある。今回の景観計画の変更も含め、庁内の各部署と連携を図りながら適切な対応をしていきたいと考えている。

(意) 委員

伊勢市で生成りのまちという宣言をしているので、観光も含め伊勢市の強みなので、十分庁内で協議をよろしく願います。

(回) 事務局

昨年、内宮ご鎮座2020年を迎えられた。神宮さんの森は本市の1/4の面積を有しており、私らの服装や家の形、暮らしは変わってきているが、ずっと自然を守ってきたのは伊勢の土地柄だと思う。戦後初めて伊勢市が国立公園に指定されたが、神宮さんの精神、文化とともに、伝統、豊かな自然というのは、この先後世にわたって受け継がなければならない大切なものだと思う。

低炭素、二酸化炭素など炭酸ガスを出さない社会として、EV協議会をつくり、電気自動車を活用した社会ということで市、観光協会さんも電気自動車を走らせて宣伝をしている。住む人も来てもらった方も環境に負荷をかけないまちづくりを市の方で進めているのでご理解願いたい。

(意) 委員

文化の方にも十分配慮していただきたいと思う。

(質) 委員

一般的に三角広場といわれている外宮前の広場だが、あれも道路用地ということでこの中に含まれていると思っている。しかし実際には楽市とか朝市とかが開かれて、市民が道路ではない使い方をしており、実態と違うのかなと思う。市を開くときには出店者が道路占用許可申請を警察に届けるとか不便をしている。道路として使うのはおかしいと思うので、市に移管されたこの時点で早急に道路ではない市民のもっと使いやすい形でやるのがいいと思うが、方向性を聞きたい。

(回) 事務局

今言われた三角広場は鳥羽松阪線の部分を交通広場として道路という位置づけの中で県から移管を受けた。まちづくりと一体に場が活用できると、比較的思うような形で使用ができるのかなということで、市に移管さしていただいた。市が受ける条件として、道路という位置づけであるので、すぐに変えるとかは非常に難しい状況がある。使う中ではまちづくりと一体となって使っていきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

(意) 委員

実際、道路だと思っている市民はいないと思うので、実態にあった形でやっていくのがいいと思うのでよろしくお願ひする。

報告案件

伊勢市景観計画に基づく届出等の状況について
伊勢市の土地利用に関する運用について

説明

事務局

報告案件資料 伊勢市景観計画に基づく届出等の状況について

平成 28 年度の伊勢市景観計画に基づく届出等届出件数 64 件で、建築物が 48 件、工作物が 12 件、開発行為が 1 件、土地の形質の変更が 3 件、物件の堆積は 0 件。うち内宮おはらい町地区の認定申請が 6 件、公共事業による通知が 10 件。

景観重要道路の占用許可等に関する事前確認は 1 件。

景観委員会開催は、伊勢市景観委員会を 4 回、内宮おはらい町地区景観委員会を 4 回開催した。

伊勢市の土地利用に関する運用について、平成 28 年度の市長の特例許可件数は 1 件で、内容は、第二種田園・集落地区におけるペンションの新築。第 2 回伊勢市土地利用委員会で承認された。

意見・質問

(質) 委員

二見町茶屋地区が重点地区だが、ここ数年届出行為が出ていないことを市として分析しているか教えてほしい。

(回) 事務局

景観委員会さんとも話をさせてもらう中で、空家の活用とか、次の世代の営業が難しいとかの声もあり、そういったことも現れているのではないかと感じる。詳細な分析までは至っていない。

(意) 委員

空家というのは逆にまちづくりのいいチャンスなので市のほうも積極的に景観形成について進めてもらえればありがたいと思う。

(質) 委員

ペンションの市長の特例許可について、どういう視点で特例許可を出したというのを聞かせてほしい。

(回) 事務局

二見町のペンションで申請が出された。二見町は観光交流の位置づけもある中で、観光資源に寄与する建物で有効な施設として特例許可を出させていただいた。

(質) 委員

形態についてはどうですか。

(回) 事務局

今現在の形態については、塀に囲まれた空家になっているところで、景観については届出対象の規模でなかった。

<閉会>